神 戸 市 長 矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会 会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について ( 答 申 )

平成 18 年 9 月 20 日付神み振企第 130 号により諮問のありました下記の件について、 別紙のとおり答申します。

記

「ポートアイランド(第2期)スポーツ・レクリエーション緑地余暇関連施設用地借受人申込書」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

# 1 審査会の結論

別紙1の審査会の判断欄に公開と示した情報について、非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。その余の情報について、非公開とした決定は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。 「ポーアイ2期のスポ・レク用地借受人公募時の申込書」
- (2)市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、 「ポートアイランド(第2期)スポーツ・レクリエーション緑地余暇関連施設用地 借受人申込書」

を特定し、一部非公開とする部分公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開部分の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

なお、申立人は、非公開とされた情報のうち、経営計画に記載された「資本金」、 事業計画に記載された建設費「単価」、資金調達計画に記載された借入金の「調達 先」、類似施設に関する事業実績調書に記載された「経常利益」の非公開決定は争 わないとしている。

## 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 18 年 3 月 16 日付の異議申立書(以下「申立書」という。) から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件公文書部分公開決定を取り消すとの決定を求める。

「ポーアイ2期のスポ・レク用地借受人公募時の申込書」で、非公開とされたの資本金、事業費の建設費の単価(円/㎡) 資金の借入金調達先、類似施設の事業実績の経常利益は争わない。

他の非公開とされた部分は、この公募の事業計画と収支計画と類似施設の実績である。事業計画や収支計画は概要であり、また計画値で実績値ではないので公表しても、利益等を著しく損なうことはない。特に、入園料は市民の関心事であり、これが非公開されると市民監視ができない。神戸市の用地を借り受けるのだから、利益等を著しく損なうことのない範囲で事業概要を公開するべきである。

# 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 19 年 3 月 29 日付の非公開理由説明書、平成 19 年 5 月 14 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

ポートアイランド(第2期)スポーツ・レクリエーション緑地の一部に、当緑地の中核施設としてのパイロットとなる高度な集客力を有する新しい余暇関連施設を整備するにあたり、民間借受人の企画力、ノウハウ、実行力等を最大限にいかすため、

市が提案する基本方針に従って、余暇関連施設を自ら企画・立案、建設・経営する用地の借受人の公募を行った。

本件公募の結果、1 社から申込みがあり、当該借受人としての資格の有無及び事業内容の適否について審議するため、平成 16 年 7 月 22 日に、ポートアイランド(第 2 期)スポーツ・レクリエーション緑地余暇関連施設用地借受人選考会を開催し、審査及び選考を行った。その結果、申込みのあった法人は、借受人としての資格を有するとともに、事業内容についても適正であると認められるため、当該借受人として選考し決定したものである。

当該情報公開請求は、借受人の運営施設開業前の段階で行われたものであり、下記の理由を総合的に判断して部分公開とするに至ったものである。

必要な情報については、借受人の同意のもと、記者資料提供により公開を行っていたこと。

請求に基づく情報の公開は、

- ア 借受人の競争上の地位及び正当な利益を損なう可能性があること
- イ 開業前の相互の信頼関係を損なう可能性があること
- ウ 開業前の借受人の自由な意思形成を損なう可能性があること
- エ 借受人が施設を開業できないような事態になれば、本市の財産上の利益又は 当事者としての地位を著しく損なう可能性があること

以上により、当該情報公開請求は、条例第 10 条第 2 号アに該当すると考えられることから部分公開とした。

この処分に対して、事業計画と収支計画と類似施設の実績が非公開であることを不服として、平成 18 年 3 月 16 日に異議申立てがなされたが、ポートアイランド(第2期)スポーツ・レクリエーション緑地の中核施設として、借受人の運営施設が開業したことから、 経営計画のうち資本金・総雇用予定人員、 事業計画のうち建設費計・用地費・その他費用・合計、 収支計画、 類似施設に関する事業実績調書のうち、所在地・施設内容・敷地面積・供用開始時期・総事業費・年間集客数・年間総売上を公開することとした。

当該情報公開請求は、借受人の運営施設開業前に行われたものであるが、開業後も依然として、請求に基づく情報のうち一部が、

- ア 借受人の競争上の地位及び正当な利益を損なう可能性があること
- イ 相互の信頼関係を損なう可能性があること
- ウ 借受人の自由な意思形成を損なう可能性があること
- エ 借受人の施設が運営できないような事態になれば、本市の財産上の利益又は当 事者としての地位を著しく損なう可能性があること
- これらの理由から、一部を非公開とするに至った。

以上により、当該情報公開請求は、条例第 10 条第 2 号アに該当すると考えられることから部分公開とした。

#### 5 審査会の判断

## (1) 本件申立てについて

実施機関の主張にもあるとおり、実施機関としては申立人からの申立て後に一部 認容して公開しているが、なおも非公開で争点となっている情報は、「ポートアイランド(第2期)スポーツ・レクリエーション緑地余暇関連施設用地 事業計画書」中、「1.事業計画の概要」に記載されている「総事業費」「年間集客見込数」、「5.経営計画」に記載されている「雇用計画内訳数」、「6.事業計画」に記載されている「建設費内訳」「用地費内訳」「自己資金額」「借入金額」「合計金額」、「7.類似

施設に関する事業実績調書」に記載されている「備考欄」、及び、開業後 20 年間の「事業収支計画書」であり、以下検討する。

# (2)本件非公開情報について

#### ア「総事業費」「年間集客見込数」について

審査会が見分したところ、「総事業費」については「6.事業計画」の事業費合計欄に、「年間集客見込数」については「6.事業計画」の入園料収入説明欄に別途記載されており、これらの箇所については申立人に対して既に公開されていることから、公開すべきである。

#### イ「雇用計画内訳数」について

「雇用計画内訳数」についてであるが、どの部署にどの程度の規模の従業員数を配置するかということは、法人にとっての経営戦略上の情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

ウ「建設費内訳」「用地費内訳」「自己資金額」「借入金額」「合計金額」について「建設費内訳」「用地費内訳」「自己資金額」「借入金額」は、当該法人の財務経理に関する情報であるが、この種の情報は公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第10条第2号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。なお、資金調達計画の「合計金額」については、「6.事業計画」の事業費合計欄に総事業費が記載され、すでに申立人に公開していることから、公開すべきである。

#### エ「備考欄」について

審査会が見分したところ、「備考欄」には、経常利益の表記にあたっての注釈が記載されており、当該情報が公になったとしてもなんら法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれることはないものと認められることから、公開すべきである。

#### オ「事業収支計画書」について

「事業収支計画書」には、事業開始後 20 年間の収支計画が記載されており、 収入・仕入・必要経費・営業費用・営業外損益・経常損益に区分されて記載され ている。

事業開始後1年目における収支計画は、「6.事業計画」中に別途「収支計画 (1年目)」として、収入内訳及び支出内訳ごとの年額並びに合計額が記載され ており、既に申立人に公開されていることから、「事業収支計画書」に記載され た1年目の収支計画は公開すべきである。

2年目以降の収支計画については、法人の財務に関する経営戦略上の情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第10条第2号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

以上、別表1の審査会の判断の欄に掲げるとおり、条例第10条第2号アに該当すると認められた情報については、非公開とした決定は妥当であるが、その余については、非公開とすべき情報に該当しないことから、公開すべきである。

## (7)結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表1 ポートアイランド(第2期)スポーツ・レクリエーション緑地余暇関連施設用地借受申込書中、本件争点部分について

# 番号は整理番号である

当該公文書における争点部分	実施機関の当初の決定	審査会の判断
「1.事業計画の概要」		
1 総事業費	非公開	公 開
2 年間集客見込数	非公開	公 開
「5.経営計画」		
3 雇用計画内訳数	非公開	妥 当
「6.事業計画」		
4 建設費内訳	非公開	妥 当
5 用地費内訳	非公開	妥 当
6 自己資金額	非公開	妥 当
7 借入金額	非公開	妥 当
8 資金調達計画の合計金額	非公開	公 開
「7.類似施設に関する事業実績調書」		
9 備考欄	非公開	公 開
「事業収支計画書」		
10 1年目における収支計画	非公開	公 開
11 2年目以降の収支計画	非公開	妥 当

# (参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経 過	
平成 18 年 9 月 20 日	-	*諮問書を受理	
平成 19 年 1 月 22 日	第 202 回審査会	*審議	
平成 19 年 3 月 29 日	-	*実施機関から非公開理由説明書を受理	
平成 19 年 5 月 14 日	第 205 回審査会	*実施機関の職員から非公開理由を聴取 *審議	
平成 19 年 5 月 29 日	第 206 回審査会	*審議	